

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円、％）

項 目	平成28年3月期	経過措置による 不算入額	平成29年3月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	42,345		44,057	
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,256		21,250	
うち、利益剰余金の額	21,523		23,217	
うち、自己株式の額（△）	157		143	
うち、社外流出予定額（△）	276		267	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 34		△ 26	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 34		△ 26	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	47		49	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,915		1,518	
うち、一般貸倒引当金	1,915		1,518	
うち、適格引当金	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,938		1,712	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,097		1,919	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	63,309		64,230	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	238	357	289	192
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	238	357	289	192
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	5	8	0	0
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	243		289	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	63,065		63,941	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	563,389		599,612	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 11,061		△ 6,186	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額	357		192	
うち、繰延税金資産	8		0	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 16,811		△ 11,816	
うち、上記以外に該当するものの額	5,383		5,437	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	28,837		28,260	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	592,226		627,873	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.64%		10.18%	

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

（単位：百万円、％）

項 目	平成28年3月期	経過措置による 不算入額	平成29年3月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	40,727		42,345	
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,256		21,250	
うち、利益剰余金の額	19,904		21,505	
うち、自己株式の額（△）	157		143	
うち、社外流出予定額の額（△）	276		267	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	47		49	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,855		1,481	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,855		1,481	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		15,000	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,938		1,712	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	59,568		60,589	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	222	333	270	180
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	222	333	270	180
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	5	7	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	227		270	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	59,340		60,318	
リスク・アセット等（３）				
信用リスク・アセットの額の合計額	553,033		589,069	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 11,086		△ 6,199	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	333		180	
うち、繰延税金資産	7		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 16,811		△ 11,816	
うち、上記以外に該当するものの額	5,383		5,437	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,804		27,272	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	580,837		616,341	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.21%		9.78%	

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
 - 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
P.46に記載しております。
 - 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
 - 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
 - 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社3社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。
- ※自己資本調達手段の概要等、その他の定性的な開示事項につきましては、P.18～P.21をご覧ください。

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

連 結

項 目	平成28年3月期		平成29年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	563,389	22,535	599,612	23,984
ソ プ リ ン 向 け	3,438	137	4,377	175
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	13,615	544	14,842	593
法 人 等 向 け	293,449	11,737	312,921	12,516
中小企業等向けおよび個人向け	90,850	3,634	99,242	3,969
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	9,416	376	9,184	367
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	57,199	2,287	47,237	1,889
三 月 以 上 延 滞 等	1,450	58	6,087	243
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,714	108	2,734	109
出 資 等	10,941	437	11,886	475
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
上 記 以 外 の 資 産	86,451	3,458	92,042	3,681
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	39,590	1,583	36,791	1,471
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,587	103	1,974	78
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,749	229	5,630	225
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 16,811	△ 672	△ 11,816	△ 472
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等	4,351	174	4,828	193
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	551	22	408	16
中央清算機関関連エクスポージャー	19	0	6	0
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	28,837	1,153	28,260	1,130
総 所 要 自 己 資 本 額		23,689		25,114

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. ソプリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含みます。

単 体

項 目	平成28年3月期		平成29年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	553,033	22,121	589,069	23,562
ソ プ リ ン 向 け	3,438	137	4,377	175
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	13,615	544	14,842	593
法 人 等 向 け	296,000	11,840	315,971	12,638
中小企業等向けおよび個人向け	90,850	3,634	99,242	3,969
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	9,416	376	9,184	367
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	57,199	2,287	47,237	1,889
三 月 以 上 延 滞 等	1,171	46	5,666	226
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,714	108	2,734	109
出 資 等	11,177	447	12,122	484
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
上 記 以 外 の 資 産	73,612	2,944	78,646	3,145
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	39,590	1,583	36,791	1,471
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,354	94	1,838	73
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,725	229	5,617	224
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 16,811	△ 672	△ 11,816	△ 472
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等	4,351	174	4,828	193
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便的リスク測定方式)	551	22	408	16
中央清算機関関連エクスポージャー	19	0	6	0
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	27,804	1,112	27,272	1,090
総 所 要 自 己 資 本 額		23,233		24,653

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. ソプリンには、わが国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含みます。

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	平成28年3月期					平成29年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
国 内 計	1,108,996	684,043	226,233	2,124	5,577	1,162,873	689,389	219,115	1,275	8,178
国 外 計	40,329	1,454	37,925	483	-	41,126	1,415	39,152	304	-
地 域 別 合 計	1,149,325	685,497	264,158	2,608	5,577	1,204,000	690,805	258,268	1,579	8,178
製 造 業	93,343	67,515	19,642	8	703	89,476	65,779	17,773	-	2,935
農 業、林 業	3,332	3,332	-	-	69	4,462	4,368	50	-	41
漁 業	3,983	3,982	-	-	104	4,481	4,451	30	-	102
鉱業、採石業、砂利採取業	280	280	-	-	-	226	226	-	-	-
建 設 業	40,063	37,947	2,005	-	752	39,351	36,445	2,633	-	705
電気・ガス・熱供給・水道業	35,795	26,264	8,916	-	-	44,982	35,038	9,089	-	-
情 報 通 信 業	7,690	5,472	1,628	-	34	10,359	6,619	2,927	-	34
運輸業、郵便業	23,757	17,234	6,222	-	351	20,912	15,395	4,997	-	360
卸売業、小売業	100,376	94,192	3,860	31	1,286	99,281	90,293	6,984	5	1,066
金融業、保険業	145,857	54,142	81,789	1,331	300	156,925	53,147	89,478	943	450
不動産業、物品賃貸業	111,475	92,891	18,555	-	964	110,286	93,397	16,687	-	1,230
各種サービス業	117,233	107,639	3,044	-	480	120,122	110,741	3,802	-	648
国・地方公共団体	303,020	83,753	118,493	-	-	324,582	81,556	103,812	-	-
個 人	90,681	90,680	-	-	172	93,172	93,172	-	-	177
そ の 他	72,433	167	-	1,237	357	85,375	169	-	631	424
業 種 別 合 計	1,149,325	685,497	264,158	2,608	5,577	1,204,000	690,805	258,268	1,579	8,178
1 年 以 下	292,534	144,605	31,744	1,313	-	333,888	146,141	30,721	560	-
1 年 超 3 年 以 下	165,809	88,430	77,322	56	-	165,760	82,194	83,481	84	-
3 年 超 5 年 以 下	152,382	84,693	67,631	57	-	140,928	89,068	51,751	107	-
5 年 超 7 年 以 下	84,908	62,517	22,233	157	-	76,619	58,625	17,866	128	-
7 年 超 10 年 以 下	103,516	82,228	20,914	165	-	107,590	85,880	21,194	109	-
10 年 超	261,198	216,710	44,311	177	-	276,437	223,071	53,253	112	-
期間の定めのないもの	88,974	6,310	-	681	-	102,775	5,823	-	476	-
残 存 期 間 別 合 計	1,149,325	685,497	264,158	2,608	-	1,204,000	690,805	258,268	1,579	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

単 体

	平成28年3月期					平成29年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
国 内 計	1,098,683	686,594	226,233	2,124	5,220	1,152,456	692,508	219,115	1,275	7,753
国 外 計	40,329	1,454	37,925	483	-	41,126	1,415	39,152	304	-
地 域 別 合 計	1,139,012	688,049	264,158	2,608	5,220	1,193,583	693,924	258,268	1,579	7,753
製 造 業	93,323	67,515	19,642	8	703	89,456	65,779	17,773	-	2,935
農 業、林 業	3,332	3,332	-	-	69	4,462	4,368	50	-	41
漁 業	3,983	3,982	-	-	104	4,481	4,451	30	-	102
鉱業、採石業、砂利採取業	280	280	-	-	-	226	226	-	-	-
建 設 業	40,063	37,947	2,005	-	752	39,351	36,445	2,633	-	705
電気・ガス・熱供給・水道業	35,745	26,264	8,916	-	-	44,931	35,038	9,089	-	-
情 報 通 信 業	7,690	5,472	1,628	-	34	10,359	6,619	2,927	-	34
運輸業、郵便業	23,757	17,234	6,222	-	351	20,912	15,395	4,997	-	360
卸売業、小売業	100,376	94,192	3,860	31	1,286	99,281	90,293	6,984	5	1,066
金融業、保険業	145,847	54,142	81,789	1,331	300	156,916	53,147	89,478	943	450
不動産業、物品賃貸業	114,319	95,443	18,555	-	964	113,698	96,516	16,687	-	1,230
各種サービス業	117,256	107,639	3,044	-	480	120,145	110,741	3,802	-	648
国・地方公共団体	303,020	83,753	118,493	-	-	324,582	81,556	103,812	-	-
個 人	90,681	90,680	-	-	172	93,172	93,172	-	-	177
そ の 他	59,333	167	-	1,237	-	71,604	169	-	631	-
業 種 別 合 計	1,139,012	688,049	264,158	2,608	5,220	1,193,583	693,924	258,268	1,579	7,753
1 年 以 下	292,704	144,775	31,744	1,313	-	335,117	147,371	30,721	560	-
1 年 超 3 年 以 下	166,631	89,252	77,322	56	-	166,565	82,999	83,481	84	-
3 年 超 5 年 以 下	153,942	86,253	67,631	57	-	142,013	90,153	51,751	107	-
5 年 超 7 年 以 下	84,908	62,517	22,233	157	-	76,619	58,625	17,866	128	-
7 年 超 10 年 以 下	103,516	82,228	20,914	165	-	107,590	85,880	21,194	109	-
10 年 超	261,198	216,710	44,311	177	-	276,437	223,071	53,253	112	-
期間の定めのないもの	76,110	6,310	-	681	-	89,239	5,823	-	476	-
残 存 期 間 別 合 計	1,139,012	688,049	264,158	2,608	-	1,193,583	693,924	258,268	1,579	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連 結

	平成28年3月期			平成29年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,583	△ 668	1,915	1,915	△ 397	1,518
個別貸倒引当金	10,495	328	10,824	10,824	△ 348	10,475
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	13,079	△ 340	12,739	12,739	△ 745	11,993

単 体

	平成28年3月期			平成29年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,516	△ 660	1,855	1,855	△ 373	1,481
個別貸倒引当金	10,278	374	10,653	10,653	△ 321	10,331
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	12,794	△ 286	12,508	12,508	△ 695	11,812

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	平成28年3月期			平成29年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,495	328	10,824	10,824	△ 348	10,475
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,495	328	10,824	10,824	△ 348	10,475
製 造 業	696	△ 84	612	612	△ 263	348
農 業、林 業	14	1	15	15	△ 5	10
漁 業	32	△ 9	23	23	△ 6	16
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	384	△ 32	352	352	△ 46	306
電気・ガス・熱供給・水道業	15	△ 15	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	174	532	707	707	△ 46	660
卸 売 業、小 売 業	1,024	210	1,234	1,234	174	1,408
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	937	△ 106	831	831	△ 104	727
各種サービス業	6,836	△ 105	6,730	6,730	4	6,735
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	160	△ 16	144	144	△ 26	117
その他(連結子会社勘定)	217	△ 45	171	171	△ 27	144
業 種 別 合 計	10,495	328	10,824	10,824	△ 348	10,475

(注) 1. 一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他(連結子会社勘定)に計上しております。

単 体

	平成28年3月期			平成29年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,278	374	10,653	10,653	△ 321	10,331
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,278	374	10,653	10,653	△ 321	10,331
製 造 業	696	△ 84	612	612	△ 263	348
農 業、林 業	14	1	15	15	△ 5	10
漁 業	32	△ 9	23	23	△ 6	16
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	384	△ 32	352	352	△ 46	306
電気・ガス・熱供給・水道業	15	△ 15	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	174	532	707	707	△ 46	660
卸 売 業、小 売 業	1,024	210	1,234	1,234	174	1,408
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	937	△ 106	831	831	△ 104	727
各種サービス業	6,836	△ 105	6,730	6,730	4	6,735
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	160	△ 16	144	144	△ 26	117
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	10,278	374	10,653	10,653	△ 321	10,331

(注) 一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
製 造 業	10	8	10	8
農 業、林 業	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信用業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	32	24	32	24
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	35	109	35	109
各種サービス業	23	10	23	10
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	6	0	6	0
その他	—	—	—	—
その他（連結子会社勘定）	3	0	—	—
業 種 別 計	113	154	110	154

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

連 結

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成28年3月期		平成29年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,989	350,021	3,963	360,463
10%	5,000	61,363	5,000	74,550
20%	67,736	12,620	61,321	21,483
35%	—	28,739	—	30,376
50%	66,634	6,436	59,339	6,961
75%	—	119,466	—	130,371
100%	30,167	357,823	30,842	377,093
150%	—	3,458	—	3,787
250%	—	5,012	—	7,761
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	173,527	944,942	160,466	1,012,849

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンド毎にリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

単 体

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成28年3月期		平成29年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,989	350,018	3,963	360,461
10%	5,000	61,363	5,000	74,550
20%	67,736	12,620	61,321	21,483
35%	—	28,739	—	30,376
50%	66,634	6,436	59,339	6,961
75%	—	119,466	—	130,371
100%	30,167	347,979	30,842	367,106
150%	—	3,272	—	3,506
250%	—	4,919	—	7,707
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	173,527	934,817	160,466	1,002,526

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンド毎にリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	5,543	5,831	5,543	5,831
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	12,887	11,278	12,887	11,278

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	570	461	570	461
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	2,608	1,579	2,608	1,579
派 生 商 品 取 引	1,615	1,336	1,615	1,336
外 国 為 替 関 連 取 引	1,296	1,105	1,296	1,105
金 利 関 連 取 引	243	200	243	200
株 式 関 連 取 引	10	31	10	31
そ の 他 取 引	65	—	65	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	2,608	1,579	2,608	1,579

（注） 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計額であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

連 結

	平成28年3月期		平成29年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	12,030		14,643	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	958		1,297	
合 計	12,988	12,988	15,941	15,941

単 体

	平成28年3月期		平成29年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	11,835		14,405	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	1,215		1,549	
合 計	13,050	13,050	15,955	15,955

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連 結		単 体	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売 却 損 益 額	134	153	134	153
償 却 額	42	9	42	9

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	連 結		単 体	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	2,046	3,692	1,873	3,476
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額 (単位：百万円)

●金利ショックに対する経済的価値の変動額 (99%タイル値)

連 結		単 体	
平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
2,013	2,845	2,013	2,845

(注) 連結子会社はリスク量の算定を行っておりません。

●計測方法及び前提条件

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値と99%タイル値による金利ショックを与え、GPS方式により各年限毎に金利リスク量を算出しております。

なお、当行では、内部モデルによりコア預金を算定しております。普通預金など満期のない流動性預金については、過去の種類別・残高階層別の推移を基に、将来の残高動向を保守的に推計しております。

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等としております。

なお、当行グループは、当行及び連結子会社である株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カードの3社で構成されておりますが、連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合は2%を超えておりませんので、主要な連結子法人等に該当するものではありません。また、経営上重要な影響を与える連結子法人等にも該当していません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、役員の報酬は、株主総会で承認された報酬年額限度額の範囲内において、取締役分は取締役会の決議、監査役分は監査役会での監査役の協議により決定した金額としております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行では、報酬等に関する方針は定めておりませんが、役員の報酬等に関する内規を定めております。具体的な役員報酬の主要な構成は、基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションとしております。

基本報酬は役員としての職務内容等を勘案し、また、賞与は業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、当行の取締役に対して、企業価値の持続的な向上、すなわち株価をより意識した経営を推進することを目的として新株予約権を割り当てるものです。

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬年額限度額の範囲内において、取締役分は取締役会の決議、監査役分は監査役会での監査役の協議により決定した金額としております。

なお、平成29年6月27日開催の定時株主総会において、当初信託期間を4年間として、当該信託期間中に取締役に交付するために必要な当行株式の取得資金を信託に拠出し、各取締役に対して、業績達成度等一定の基準に応じて付与されるポイント数に相当する数の当行株式が信託を通じて交付される業績連動型株式報酬制度を導入すること、及び株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことを決議しております。また、本制度は、信託期間を3年毎に延長し継続することがあります。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：人、百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金
				基本報酬	ストックオプション		基本報酬	賞与	
対象役員 （除く社外役員）	8	129	129	119	10	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- （注） 1. 対象役員は、社外取締役及び社外監査役を除いております。
 2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内としております。
 なお、新株予約権を割り当てられた取締役は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

	行使期間
第1回新株予約権	平成20年8月27日から平成50年8月26日まで
第2回新株予約権	平成21年8月28日から平成51年8月27日まで
第3回新株予約権	平成22年9月1日から平成52年8月31日まで
第4回新株予約権	平成23年8月26日から平成53年8月25日まで
第5回新株予約権	平成24年9月13日から平成54年9月12日まで
第6回新株予約権	平成25年12月27日から平成55年12月26日まで
第7回新株予約権	平成26年8月28日から平成56年8月27日まで
第8回新株予約権	平成27年8月27日から平成57年8月26日まで
第9回新株予約権	平成28年8月25日から平成58年8月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。